

高松広域都市計画地区計画の変更（高松市決定）

都市計画朝日町一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称		朝日町一丁目地区地区計画
位置		朝日町一丁目の一部
面積		約6.2ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR高松駅から東へ約1.5kmの臨海部に位置する大規模遊休地（JT高松工場跡地）で、「高松市都市計画マスタープラン」においては広域交流拠点内に位置づけている。</p> <p>本地区では、土地利用転換に伴う地区整備とともに、県立中央病院の移転によって大規模遊休地の有効活用を図ることにより、高度先端医療機能の一層の拡充と、周辺市街地の防災機能の向上、広域交流拠点にふさわしい都市的景観の形成などを計画的、一体的に誘導し、コンパクトシティの実現に寄与することを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、高松市の中心市街地に近く、幹線道路にも隣接するといった利便性を有し、中心市街地の中心部で確保することが困難な一団となった広がりのある土地であり、近隣の住環境や産業環境などとの調和にも配慮しつつ病院機能を主とした土地利用への転換を計画的に図る。</p>
	地区施設等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺環境に配慮し、緑豊かな市街地の形成を図るため、地区の外周に緑地等を適切に配置するとともに、近隣住民等が憩い、集える場ともなる空間を配置する。 2. 安全で快適な歩行者空間を確保するため、地区の外周に歩行者や車イス等が通行できる空間を配置する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模な敷地を活かして、高度先端医療機能の一層の充実を図るとともに、地震や水害などに備えた施設として整備を進める。 2. 周辺の工業系用途の操業環境や周辺市街地の居住環境に配慮した建物配置、建築物等の形態又は意匠とする。 3. 周辺環境との調和やゆとりある空間形成に配慮して壁面後退などを行う。
再開発等促進区	面積	約6.2ha
	土地利用に関する基本方針	<p>本地区は、未利用の工業用地から県民の高度先端医療等の中核を担う病院施設用地への転換を図るとともに、これら高度先端医療機能を十分に発揮させるための職員用の宿舍や保育施設等の附属施設や病院利用者の利便施設としての店舗、食堂等の附属施設を一体的に整備する。</p> <p>また、本地区周辺の海辺、街路樹、街区公園など一体となって緑豊かな景観形成に寄与する緑地空間等と、病院利用者をはじめ、近隣住民が集い、憩い、災害発生時には避難の場などともなる公園を適切に配置し整備する。</p>
	主要な公共施設の配置及び規模	公園 約10,000㎡

地区整備計画	位置	朝日町一丁目の一部
	面積	約6.2ha
	地区施設の配置及び規模	歩道状空地（1～4号） 幅員2.0m 面積約500㎡ 緑地（1～4号） 幅員3.5m 面積約800㎡ 緑地（5、6号） 幅員5.5m 面積約1,100㎡
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第2号及び第6号に掲げるもの 2. 建築基準法別表第2（へ）項第5号に掲げるもの 3. 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げるもの
	建築物の容積率の最高限度	10分の20
	建築物の敷地面積の最低限度	30,000㎡ ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1. 派出所、公衆便所その他これらに類するもので、市長が公共公益上やむを得ないと認めたもの 2. 病院職員の宿舎、保育所、薬局その他これに類するもの及び病院に附属する売店、食堂その他これらに類するもの
	壁面の位置の制限	計画図に表示する壁面線において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、7.5m以上とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の形態又は意匠は、周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な都市景観の形成に寄与し、ランドマークにふさわしいものとする。 2. 屋外広告物は、周辺環境に十分配慮したものとする。
かき又はさくの構造の制限	緑地（3～6号）沿いにかき又はさくを設置する場合は、生け垣又は透視可能なフェンスその他これに類するものとする。	

「区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置及び規模、地区施設の配置及び規模並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」




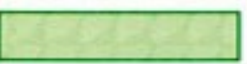


理由

朝日町一丁目地区の合理的な土地利用を誘導するため、健全な都市環境の形成・保持を目的とする公共施設等の整備を含む地区計画を決定するものである。

朝日町一丁目地区地区計画計画図



凡 例

	地区計画区域 (再開発等促進区区域および 地区整備計画区域)
	主要な公共施設 (公園)
	地区施設 (歩道状空地(1~4号)幅員2.0m)
	地区施設 (緑地(1~4号)幅員3.5m)
	地区施設 (緑地(5~6号)幅員5.5m)
	壁面線 (道路境界線から7.5m)